

# 公 示

中国四国農政局が発注する「児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事及び児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）技術協力業務」は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加が可能なことにより、当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法を次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 27 日

中国四国農政局長 仙台 光仁

- 1 工事名及び業務名 児島湾沿岸農地防災事業  
児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事及び  
児島湾沿岸農地防災事業  
児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）技術協力業務
- 2 工事場所 岡山県岡山市南区築港栄町地内他
- 3 工事内容及び業務内容
  - （1） 児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事（以下「改修工事」という。）
    - ① 本体工  
あと施工せん断補強工 1 堰柱（端部堰柱（第 1 堰柱）
    - ② 基礎工  
増し杭工 1 式
    - ③ 仮設工  
仮締切工 1 式  
止水対策工 1 式
  - （2） 児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）
    - ① 樋門（端部堰柱）設計技術協力 1 式
    - ② 打合せ 1 式
- 4 工事及び業務の区分
  - （1） 改修工事 土木一式工事
  - （2） 技術協力業務 建設コンサルタント業務
- 5 資格審査申請書類の受付期間、受付場所及び提出方法
  - （1） 受付期間  
令和 7 年 6 月 27 日から令和 7 年 7 月 22 日までの行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日については午前 12 時までとする。

- (2) 受付場所  
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎  
中国四国農政局農村振興部設計課技術審査係 電話086-224-4511 内線2625
- (3) 提出方法  
申請書は別紙により、共同企業体の代表者又はそれに代わる者が持参するものとし、郵送等又はFAXによるものは受付けない。

## 6 共同企業体としての資格要件等

- (1) 構成員の数  
二者又は三者とする。
- (2) 共同企業体の構成員及び共同企業体としての資格要件
  - ① 令和7年6月27日付け中国四国農政局の「児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事及び児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）技術協力業務」の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））に係る参加資格要件を全て満たしていること。
  - ② 各構成員において上記4（1）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有してからの営業年数が申請時において5年以上あること。
- (3) 結成方法  
自主結成とする。
- (4) 出資比率  
各構成員の出資比率は、二者の場合は30%以上、三者の場合は20%以上でなければならない。
- (5) 有効期間  
共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
  - ① 発注工事の契約の相手方となった者  
参加資格が決定されたときから工事の請負代金の完成払をしたときまで。
  - ② 発注工事の契約の相手方とならなかった者  
参加資格が決定されたときから契約の相手方が確定したときまで。

## 7 資格審査申請書類

- (1) 一般競争参加資格審査申請書  
別添「様式1」により提出すること。
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書  
二者又は三者間で交わした協定書の副本を提出すること。
- (3) 建設業許可通知（証明）書等  
各構成員において上記4（1）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が申請時において5年以上あることが確認できる通知（証明）書の写しを提出すること。

## 8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、中国四国農政局長から令和7年8月末日までに通知する。

## 9 参加資格の確認

共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官中国四国農政局長が公示する参加資格の確認を受けること。

## 10 その他

- (1) 共同企業体の名称は、代表者社名・構成員社名 児島湾沿岸農地防災事業児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事共同企業体とする。
- (2) その他詳細は説明書による。
- (3) 申請手続きについて不明な点があれば、上記 5 (2)に照会すること。

様式 1

児島湾沿岸農地防災事業 児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事  
に係る特定建設工事共同企業体資格審査申請書

令和     年     月     日

中国四国農政局長  
仙台 光仁 殿

共同企業体名称

〇〇建設（株）・〇〇建設（株）

児島湾沿岸農地防災事業

児島湾締切堤防排水樋門（端部堰柱）改修工事共同企業体

代表者

郵便番号

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者役職氏名

（構成員）

郵便番号

住 所

電話番号

商号又は名称

代表者役職氏名

今般、貴局において行われる標記改修工事に係る特定建設工事共同企業体の資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。